「一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験」の実施結果について

令和8年11月12日　実施分の受験対象者数及び合格者数は、下記のとおり。

受験対象者数	合格者数	合格率
74	54	73.0%

令和8年11月12日 実施分の合格者の受験番号は、下記のとおり 。

・受験番号は法令試験実施通知書に記載しております。

・1回目の法令試験に不合格となられた方には、再試験実施通知を郵送いたします。

・再試験に不合格となられた方には、不合格通知書を郵送いたします。

・点数及び採点状況のお問い合わせはご遠慮願います。

【合格者受験番号】

大334	大335	大338	大340	大341	京138	奈61	奈63
滋74	兵174	兵180	兵183	大350	大353	大354	大357
大358	大359	大362	大363	大365	大366	大367	大368
大369	大371	京142	京143	京144	京145	奈66	奈67
和39	滋78	滋80	滋81	滋82	滋83	滋84	滋86
兵184	兵186	兵187	兵188	兵189	兵190	兵191	兵192
兵193	兵194	兵195	兵196	兵197	兵198		

一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験問題
（注意事項：設問の文中には、一部省略しているものもあります。）

実施日　　令和 8 年 11 月 12 日

申請者名（法人名）

受験者の氏名

Ⅰ．次の問題の文章で正しいものには〇を、誤っているものには×を（　）内に記入しなさい。

問題1　【貨物自動車運送事業法】（定義）

貨物自動車運送事業法において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償、無償にかかわらず、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

（　　）

問題2　【貨物自動車運送事業法】（欠格事由）

許可を受けようとする者が、一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者であるときには、国土交通大臣は貨物自動車運送事業法第三条の許可をしてはならない。

（　　）

問題3　【貨物自動車運送事業法】（書面の交付）

真荷主及び一般貨物自動車運送事業者は、運送契約を締結するときは、国土交通省令で定める場合を除き、運送の役務の内容及びその対価、当該運送契約に運送の役務以外の役務の提供が含まれる場合にあっては、運送の役務以外の役務の内容及びその対価、その他国土交通省令で定める事項を書面に記載して、相互に交付するよう努めなければならない。

（　　）

問題4　【貨物自動車運送事業法】（輸送の安全性の向上）

一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

（　　）

問題5　【貨物自動車運送事業法】（運行管理者等の義務）

一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならず、事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならない。

（　　）

問題6　【貨物自動車運送事業法】(実運送体制管理簿の作成等)

一般貨物自動車運送事業者は、真荷主から引き受けた貨物の運送(その運送に係る貨物の重量が国土交通省令で定める重量以上であるものに限る。)について他の貨物自動車運送事業者の行う運送(自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。)を利用したときは、運送体制の明確化を図るため、災害その他緊急やむを得ない場合を除き、真荷主から引き受けた貨物の運送ごとに、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した実運送体制管理簿(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を作成し、その引き受けた貨物の運送が完了した日から六月間、これを営業所に備え置かなければならない。

ただし、当該利用の態様その他の事情を勘案して国土交通省令で定める場合は、真荷主から引き受けた貨物の運送ごとに作成することを要しない。

一　真荷主から引き受けた貨物の運送について実運送(事業用自動車を使用して行う貨物の運送をいう。)を行う貨物自動車運送事業者の商号又は名称
二　前号の貨物自動車運送事業者が実運送を行う貨物の内容及び区間
三　第一号の貨物自動車運送事業者の請負階層(当該貨物自動車運送事業者が実運送を行う貨物の運送に関して締結された運送契約のうち、真荷主との運送契約の後に締結された運送契約の数をいう。)
四　その他国土交通省令で定める事項

(　　)

問題7　【貨物自動車運送事業法】(事業の譲渡し及び譲受け等)

一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けは、国土交通大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

(　　)

問題8　【貨物自動車運送事業法】(相続)

一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該一般貨物自動車運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。)が被相続人の経営していた一般貨物自動車運送事業を引き続き経営しようとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

(　　)

問題9　【貨物自動車運送事業法】(許可の取消し等)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業法若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは道路運送法第八十三条若しくは第九十五条の規定若しくは同法第八十四条第一項の規定による処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したときは、九月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は貨物自動車運送事業法第三条の許可を取り消すことができる。

(　　)

問題10　【貨物自動車運送事業輸送安全規則】
(一般貨物自動車運送事業者等による輸送の安全にかかわる情報の公表)

一般貨物自動車運送事業者等は、貨物自動車運送事業法第二十二条(同法第三十五条第六項において準用する場合を含む。)、第二十七条又は第三十三条(同法第三十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(　　)

問題11 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(過労運転等の防止)

貨物自動車運送事業者は、運転者、特定自動運行保安員及び事業用自動車の運行の業務の補助に従事する従業員(以下「乗務員等」という。)が有効に利用することができるように、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員等に睡眠を与える必要がある場合にあっては睡眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守しなければならない。

(　　)

問題12 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(点検整備)

貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法の規定によるもののほか、事業用自動車の点検及び整備について、事業用自動車の構造及び装置並びに営業所と事業用自動車を保管する車庫との距離を考慮して、定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検をし、必要な整備をしなければならない。

(　　)

問題13 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(異常気象時等における措置)

貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員等に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(　　)

問題14 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運行管理者の指導及び監督)

一般貨物自動車運送事業者等は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第二十条に規定する業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する適切な指導及び監督を行うよう努めなければならない。

(　　)

問題15 【貨物自動車運送事業報告規則】(臨時の報告)

貨物自動車運送事業者、第一種貨物利用運送事業者及び第二種貨物利用運送事業者は、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

(　　)

問題16 【自動車事故報告規則】(速報)

事業者等は、その使用する自動車(自家用自動車(自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。)にあっては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。)について、五人以上の重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じた事故があったときは、電話その他適当な方法により、四十八時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

(　　)

問題17 【道路運送法】(自動車に関する表示)

自動車(軽自動車たる自家用自動車、乗車定員十人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。)を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

(　　)

問題18 【道路運送車両法】(定期点検整備)

自動車(小型特殊自動車を除く。)の使用者は、自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量八トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車について、三月ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

( )

問題19 【道路運送車両法】(選任届)

大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から三十日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様である。

( )

問題20 【道路交通法】(乗車又は積載の方法の特例)

車両の運転者は、当該車両の出発地を管轄する警察署長が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて積載の場所を指定して許可をしたときは、道路交通法第五十五条第一項の規定にかかわらず、当該車両の乗車又は積載のために設備された場所以外の場所で指定された場所に積載して車両を運転することができる。

( )

問題21 【労働基準法】(解雇の予告)

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも三十日前にその予告をしなければならない。三十日前に予告をしない使用者は、三十日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

( )

問題22 【労働安全衛生法】(健康診断)

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わせることができる。

( )

問題23 【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】(目的)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

( )

問題24 【製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律】(目的)

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律は、製造委託等に関し、中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等を防止することによって、委託事業者の中小受託事業者に対する取引を公正にするとともに、委託事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

( )

Ⅱ．次の問題の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題25 【貨物自動車運送事業法】（運行管理者）（事業の譲渡し及び譲受け等）（事業の休止及び廃止）

次のア～ウについて、貨物自動車運送事業法上、国土交通大臣の認可を受けなければならないものには〇を、そうでないものには×を（ ）内に記入しなさい。

ア．運行管理者の選任 （ ）
イ．一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併（一般貨物自動車運送事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を経営しない法人が合併をする場合において一般貨物自動車運送事業者たる法人が存続するときを除く。） （ ）
ウ．一般貨物自動車運送事業の廃止 （ ）

問題26 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（事故の記録）

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において三年間保存しなければならないが、次のア～ウについて、記録しなければならない事項として、正しいものには〇を、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。

ア．乗務員等の氏名 （ ）
イ．事故の概要（損害の程度を含む。） （ ）
ウ．再発防止対策 （ ）

問題27 【貨物自動車運送事業法】（運行管理者）【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行管理者等の選任）

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車の運行を管理する営業所ごとに、運行管理者を選任しなければならないが、次のア～ウについて、正しいものには〇を、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。

ア．運行管理者は、運行を管理する事業用自動車の数にかかわらず、営業所ごとに一人選任すれば足りる。 （ ）
イ．運行管理者は、貨物自動車運送事業法第三条の許可を受ける前に、あらかじめ届け出ておかなければならない。 （ ）
ウ．当該営業所が運行を管理する事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の数を三十で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に一を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。 （ ）

問題28 【貨物自動車運送事業法】（事業改善の命令）

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、一定の事項を命ずることができるが、次のア～ウについて、命ずることができる事項として定められているものには〇を、そうでないものには×を（ ）内に記入しなさい。

ア．代表者を国土交通大臣が指名する者に変更すること （ ）
イ．運送約款を変更すること （ ）
ウ．自動車その他の輸送施設に関し改善措置を講ずること （ ）

問題29 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運転者等台帳)

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者等ごとに、貨物自動車運送事業輸送安全規則で定める事項を記載し、かつ、写真を貼り付けた一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならないが、次のア～ウについて、運転者等台帳に記載しなければならない事項として、正しいものには〇を、誤っているものには×を(　)内に記入しなさい。

ア. 雇入れの年月日及び運転者等に選任された年月日　(　　)
イ. 運転者等の所有する自家用自動車の自動車登録番号　(　　)
ウ. 運転者等の氏名、生年月日及び住所　(　　)

問題30 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運転者)

貨物自動車運送事業者の運転者が、事業用自動車の乗務について遵守しなければならない事項として、次のア～ウについて、正しいものには〇を、誤っているものには×を(　)内に記入しなさい。

ア. 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。(　　)
イ. 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。(　　)
ウ. 携帯電話を事業用自動車に持ち込むときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。(　　)

一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験問題
（注意事項：設問の文中には、一部省略しているものもあります。）

実施日　　令和　8　年 11 月　12　日

申請者名（法人名）

受験者の氏名

Ⅰ．次の問題の文章で正しいものには〇を、誤っているものには×を（　　）内に記入しなさい。

問題1　【貨物自動車運送事業法】（定義）

貨物自動車運送事業法において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償、無償にかかわらず、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

→（貨物自動車運送事業法第2条第2項）
（正）有償で　　（　×　）

問題2　【貨物自動車運送事業法】（欠格事由）

許可を受けようとする者が、一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者であるときには、国土交通大臣は貨物自動車運送事業法第三条の許可をしてはならない。

→（貨物自動車運送事業法第5条第1号）
（　〇　）

問題3　【貨物自動車運送事業法】（書面の交付）

真荷主及び一般貨物自動車運送事業者は、運送契約を締結するときは、国土交通省令で定める場合を除き、運送の役務の内容及びその対価、当該運送契約に運送の役務以外の役務の提供が含まれる場合にあっては、運送の役務以外の役務の内容及びその対価、その他国土交通省令で定める事項を書面に記載して、相互に交付するよう努めなければならない。

→（貨物自動車運送事業法第12条第1項）
（正）相互に交付しなければならない　　（　×　）

問題4　【貨物自動車運送事業法】（輸送の安全性の向上）

一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

→（貨物自動車運送事業法第13条）
（　〇　）

問題5　【貨物自動車運送事業法】（運行管理者等の義務）

一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならず、事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならない。

→（貨物自動車運送事業法第20条第3項）
（　〇　）

問題6　【貨物自動車運送事業法】(実運送体制管理簿の作成等)

一般貨物自動車運送事業者は、真荷主から引き受けた貨物の運送(その運送に係る貨物の重量が国土交通省令で定める重量以上であるものに限る。)について他の貨物自動車運送事業者の行う運送(自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。)を利用したときは、運送体制の明確化を図るため、災害その他緊急やむを得ない場合を除き、真荷主から引き受けた貨物の運送ごとに、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した実運送体制管理簿(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を作成し、その引き受けた貨物の運送が完了した日から六月間、これを営業所に備え置かなければならない。

ただし、当該利用の態様その他の事情を勘案して国土交通省令で定める場合は、真荷主から引き受けた貨物の運送ごとに作成することを要しない。

一　真荷主から引き受けた貨物の運送について実運送(事業用自動車を使用して行う貨物の運送をいう。)を行う貨物自動車運送事業者の商号又は名称
二　前号の貨物自動車運送事業者が実運送を行う貨物の内容及び区間
三　第一号の貨物自動車運送事業者の請負階層(当該貨物自動車運送事業者が実運送を行う貨物の運送に関して締結された運送契約のうち、真荷主との運送契約の後に締結された運送契約の数をいう。)
四　その他国土交通省令で定める事項

→(貨物自動車運送事業法第24条の5第1項)
(正)一年間　　(　×　)

問題7　【貨物自動車運送事業法】(事業の譲渡し及び譲受け等)

一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けは、国土交通大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

→(貨物自動車運送事業法第30条第1項)
(正)の認可を受けなければ　　(　×　)

問題8　【貨物自動車運送事業法】(相続)

一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該一般貨物自動車運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。)が被相続人の経営していた一般貨物自動車運送事業を引き続き経営しようとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

→(貨物自動車運送事業法第31条)

(　○　)

問題9　【貨物自動車運送事業法】(許可の取消し等)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業法若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは道路運送法第八十三条若しくは第九十五条の規定若しくは同法第八十四条第一項の規定による処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したときは、九月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は貨物自動車運送事業法第三条の許可を取り消すことができる。

→(貨物自動車運送事業法第33条)
(正)六月以内　　(　×　)

問題10　【貨物自動車運送事業輸送安全規則】
(一般貨物自動車運送事業者等による輸送の安全にかかわる情報の公表)

一般貨物自動車運送事業者等は、貨物自動車運送事業法第二十二条(同法第三十五条第六項において準用する場合を含む。)、第二十七条又は第三十三条(同法第三十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

→(貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の8第2項)

(　○　)

問題11 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(過労運転等の防止)

貨物自動車運送事業者は、運転者、特定自動運行保安員及び事業用自動車の運行の業務の補助に従事する従業員(以下「乗務員等」という。)が有効に利用することができるように、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員等に睡眠を与える必要がある場合にあっては睡眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守しなければならない。

→(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第3項)

(○)

問題12 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(点検整備)

貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法の規定によるもののほか、事業用自動車の点検及び整備について、事業用自動車の構造及び装置並びに営業所と事業用自動車を保管する車庫との距離を考慮して、定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検をし、必要な整備をしなければならない。

→(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3第1号)
(正)運行する道路の状況、走行距離その他事業用自動車の使用の条件 (×)

問題13 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(異常気象時等における措置)

貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員等に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

→(貨物自動車運送事業輸送安全規則第11条)

(○)

問題14 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運行管理者の指導及び監督)

一般貨物自動車運送事業者等は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第二十条に規定する業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する適切な指導及び監督を行うよう努めなければならない。

→(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)
(正)行わなければならない (×)

問題15 【貨物自動車運送事業報告規則】(臨時の報告)

貨物自動車運送事業者、第一種貨物利用運送事業者及び第二種貨物利用運送事業者は、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

→(貨物自動車運送事業報告規則第3条第1項)

(○)

問題16 【自動車事故報告規則】(速報)

事業者等は、その使用する自動車(自家用自動車(自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。)にあっては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。)について、五人以上の重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じた事故があったときは、電話その他適当な方法により、四十八時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

→(自動車事故報告規則第4条第1項)
(正)二十四時間 (×)

問題17 【道路運送法】(自動車に関する表示)

自動車(軽自動車たる自家用自動車、乗車定員十人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。)を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

→(道路運送法第95条)

(○)

問題18 【道路運送車両法】(定期点検整備)

自動車(小型特殊自動車を除く。)の使用者は、自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量八トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車について、三月ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

→(道路運送車両法第48条第1項)

(○)

問題19 【道路運送車両法】(選任届)

大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から三十日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様である。

→(道路運送車両法第52条)
(正)十五日以内

(×)

問題20 【道路交通法】(乗車又は積載の方法の特例)

車両の運転者は、当該車両の出発地を管轄する警察署長が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて積載の場所を指定して許可をしたときは、道路交通法第五十五条第一項の規定にかかわらず、当該車両の乗車又は積載のために設備された場所以外の場所で指定された場所に積載して車両を運転することができる。

→(道路交通法第56条第1項)

(○)

問題21 【労働基準法】(解雇の予告)

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも三十日前にその予告をしなければならない。三十日前に予告をしない使用者は、三十日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

→(労働基準法第20条第1項)

(○)

問題22 【労働安全衛生法】(健康診断)

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わせることができる。

→(労働安全衛生法第66条第1項)
(正)行わなければならない

(×)

問題23 【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】(目的)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

→(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第1条)

(○)

問題24 【製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律】(目的)

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律は、製造委託等に関し、中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等を防止することによって、委託事業者の中小受託事業者に対する取引を公正にするとともに、委託事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

→(製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第1条)
(正)中小受託事業者

(×)

Ⅱ．次の問題の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題25 【貨物自動車運送事業法】（運行管理者）（事業の譲渡し及び譲受け等）（事業の休止及び廃止）

次のア～ウについて、貨物自動車運送事業法上、国土交通大臣の認可を受けなければならないものには〇を、そうでないものには×を（ ）内に記入しなさい。

ア．運行管理者の選任 （ × ）
イ．一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併（一般貨物自動車運送事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を経営しない法人が合併をする場合において一般貨物自動車運送事業者たる法人が存続するときを除く。） （ 〇 ）
ウ．一般貨物自動車運送事業の廃止 （ × ）
→（貨物自動車運送事業法第16条第3項、第30条第2項、第32条）
（正） ア．及びウ．は認可ではなく届出

問題26 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（事故の記録）

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において三年間保存しなければならないが、次のア～ウについて、記録しなければならない事項として、正しいものには〇を、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。

ア．乗務員等の氏名 （ 〇 ）
イ．事故の概要（損害の程度を含む。） （ 〇 ）
ウ．再発防止対策 （ 〇 ）
→（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2）

問題27 【貨物自動車運送事業法】（運行管理者）
【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行管理者等の選任）

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車の運行を管理する営業所ごとに、運行管理者を選任しなければならないが、次のア～ウについて、正しいものには〇を、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。

ア．運行管理者は、運行を管理する事業用自動車の数にかかわらず、営業所ごとに一人選任すれば足りる。 （ × ）
イ．運行管理者は、貨物自動車運送事業法第三条の許可を受ける前に、あらかじめ届け出ておかなければならない。 （ × ）
ウ．当該営業所が運行を管理する事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の数を三十で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に一を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。 （ 〇 ）
→（貨物自動車運送事業法第16条第1項、第3項
貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項）
（正） ア．事業用自動車の数に応じた数以上を選任する
イ．貨物自動車運送事業法第三条の許可を受けた後、速やかに選任し、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。

問題28 【貨物自動車運送事業法】（事業改善の命令）

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、一定の事項を命ずることができるが、次のア～ウについて、命ずることができる事項として定められているものには〇を、そうでないものには×を（ ）内に記入しなさい。

ア．代表者を国土交通大臣が指名する者に変更すること （ × ）
イ．運送約款を変更すること （ 〇 ）
ウ．自動車その他の輸送施設に関し改善措置を講ずること （ 〇 ）
→（貨物自動車運送事業法第27条）
（正）ア．は定められていない

問題29 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運転者等台帳)

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者等ごとに、貨物自動車運送事業輸送安全規則で定める事項を記載し、かつ、写真を貼り付けた一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならないが、次のア～ウについて、運転者等台帳に記載しなければならない事項として、正しいものには〇を、誤っているものには×を(　)内に記入しなさい。

ア. 雇入れの年月日及び運転者等に選任された年月日　(　〇　)
イ. 運転者等の所有する自家用自動車の自動車登録番号　(　×　)
ウ. 運転者等の氏名、生年月日及び住所　(　〇　)
→(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
(正)イ. は記載事項ではない

問題30 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運転者)

貨物自動車運送事業者の運転者が、事業用自動車の乗務について遵守しなければならない事項として、次のア～ウについて、正しいものには〇を、誤っているものには×を(　)内に記入しなさい。

ア. 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。　(　〇　)
イ. 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。　(　〇　)
ウ. 携帯電話を事業用自動車に持ち込むときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。　(　×　)
→(貨物自動車運送事業輸送安全規則第17条)
(正)ウ. は遵守事項ではない